

総社市訓令第2号

庁中一般
出先機関

総社市新型コロナウイルス感染症対策室設置規程（令和2年総社市訓令第1号）は、廃止する。

令和6年3月21日

総社市長 片岡 聡 一

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。